保護者の皆様へ

四街道市教育委員会

なくそういじめ　広めよう思いやり【令和８年度版　中学校用】

ＳＴＯＰいじめ

～いじめを絶対に許さない～

いじめとは

　児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。　（いじめ防止対策推進法　第２条より）

いじめの例



■仲間はずれにする
■無視する（個人で、集団で）
■からかう、ひやかす
■陰口や悪口を言いふらす
■お金を強要する
■恥ずかしい思いをさせる、服を脱がせる
■叩く、殴る、蹴るなどの暴力をふるう
■物を隠す、取り上げる
■使い走りをさせる、荷物を持たせる
■嫌がることをする、万引きを強要する
■いつも同じ役回り（鬼ごっこの鬼やゴミ捨ての当番など）を強要する
■ＳＮＳ等で他人を中傷する内容、個人情報、写真などを掲示する
■性的な冗談を言ったり容姿のことでからかったりする　等

いじめをなくすために

　いじめは、時として人の命を奪うこともある決して許されない行為です。しかし、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題です。誰もがいじめる側、いじめられる側になる可能性があります。学校・家庭・地域が手を取り合いながら、いじめを決して許さない姿勢を示し、四街道市の子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境づくりのために、このリーフレットを作成しています。

　さらに、四街道市教育委員会が推進している「命の教育」の中で、いじめ防止の取組に加え、道徳教育、人権教育、いじめ撲滅キャンペーンの実施等学校の教育活動全体を通して、児童生徒に「思いやる心」「しなやかな心」「自尊感情」の育成に取り組んでいます。



いじめを発見するために　いじめのサイン

家庭で



□学校や友だちの話題が減る、または、したがらない。
□衣服が不自然に汚れていたり、やぶれたりしている。
□目が合わなかったり表情が暗かったり、家族との会話も少なくなる。
□ささいなことでイライラしたり、家族やペットや物に当たり散らしたりする。
□家からお金や貴重品を持ち出したり、必要以上のお金を欲しがったりする。
□友だちと遊びに出なくなり、一人でいることが多い。
□パソコンやスマートフォン（携帯電話）をいつも気にしたり、着信音におびえたりする。

学校で



□遅刻や早退が増えた。（部活動に行きたがらない）
□学校で使う物や持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
□学習意欲や集中力がなくなり、成績が下がり始める。
□遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
□教科書やノート等にいたずら書きをされていたり、破られたりしている。

生活習慣から



□朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
□朝になると、体調不良（頭痛や腹痛）を訴え、学校を休みたがる。
□食事の量が急激に増えたり減ったり、また、だまって食べるようになる。
□自分の部屋に閉じこもる時間が増える。
□理由をはっきり言おうとしない傷跡やあざがある。
□寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続いている。



「いじめをしていませんか」

いじめる側になっていると、次のようなサインが出ていることがあります。

□言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
□買ったおぼえのないものを持っている。
□与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

いじめへの対応

■ あれ？　もしかして？　と思った時

〇まずは、子どもの話をじっくりと時間をかけて聴いてください。

・日頃から、何でも話せる家庭の雰囲気づくりを心がけましょう
　お子さんは、困ったことや悩みを家族に話していますか？
　「何でも聞いてくれる」という雰囲気が、問題の早期発見・早期対応につながります。
・「聴き出す」のではなく、苦しい感情に寄り添う気持ちで聴く
・話しやすい時間や場所を考えて聴く
・大人の意見は挟まずに、最後まで話を聴く
・客観的な事実だけでなく、その時の心理状態を想像しながら聴く



■ 子どもがいじめられていると知った時

〇じっくり聴いたら「絶対にあなたを守る」という気持ちを伝えてください。

・何があっても「絶対に守る」「必ず助ける」ことを伝える
・いじめている人が悪く、あなたは悪くないと伝える

〇学校（担任、養護教諭など相談しやすい先生）に相談しましょう。

・その他の相談機関（青少年育成センターなど）に相談することも有効です



■ 子どもがいじめていると知った時

〇子どもと向き合い、子どもにとって良き相談相手になってあげましょう。

・頭ごなしに叱るのではなく、なぜそんなことをしたのか、子どもの言い分を十分に聴く
・子どもの気持ちや背景を理解した上で、理由はどうあれ「いじめは絶対に許されない」ことを伝える

■ 子どもたちの笑顔を支えるためにご家庭で、心がけていただきたいこと

〇子どもと一緒に過ごす時間をつくる

・食事を一緒にとるなど、一緒に過ごす時間をつくり、
　会話をする機会を増やすようにしましょう。



〇子どもの様子にアンテナを高くする

・学校での学習や生活の様子、放課後の過ごし方などについて把握するとともに、
　子どもの表情や言動、持ち物、交友関係などについて把握するようにしましょう。

〇子どもを認める機会、ほめる機会を増やす

・子どもは、認められ、ほめられることで自信をつけ、自己肯定感が高まります。
　小さな成長でも、ほめる機会をふやしていきましょう。

〇大人同士のつながりを強める

・日頃から、学校行事やPTA行事、地域の行事等に積極的に参加し、大人同士の協力関係を強めることで、地域の子どもたちを守る環境をつくりましょう。

SNS等のインターネットでの「いじめ」

近年、インターネットの利用から「いじめ」に発展することが増えています。

例えば、ＳＮＳ上で誹謗・中傷することや、撮影した写真を無断で拡散すること等があります。これらのいじめは、大人たちの見えないところで発生していることが多いです。

スマートフォン（携帯電話）は、保護者の責任、管理下での使用となります。各家庭でスマートフォン（携帯電話）を子どもに与えることの必要性や利用時のルールを確認しておくことが重要です。



「ＳＮＳ等のインターネット上でのいじめやトラブルの例」

- 個人情報や顔写真を無断で掲載する
- 容姿や性格などを誹謗中傷する書き込みをする
- 画像をアプリなどで加工し拡散する
- なりすましをしたＳＮＳアカウントを作り、本人のふりをして投稿する

＜四街道市の５つのＳＮＳルール＞

市教育委員会では、平成２９年２月に小中学校児童生徒サミットを開催し、ＳＮＳ使用にあたってのルールを下記のとおり策定しました。家庭でも５つのルールを意識できるよう、子どもたちに声をかけてください。

①ネットにある情報は、すぐに信用しないで正しいかどうか確認しよう！

②家庭と相談し、具体的な使用時間を決め、メリハリをつけて使おう！

③（メールやＬＩＮＥを）送信する前に、相手の気持ちを考える時間を作ろう！

④実名、住所などの個人情報は載せないようにしよう！

⑤不安になった時は、家族などの信頼できる人に相談しよう！

いじめの相談窓口



＜市内相談機関＞

教育委員会　青少年育成センター

☎４２１－７８６７（平日9:00～12:00，13:00～17:00）

✉yseishonen@city.yotsukaido.chiba.jp（返信にはお時間をいただきます）

（いじめ相談フリーダイヤル）

☎０１２０－４２３－００６（平日 9:00～17:00）

＜市外相談機関＞

子どもと親のサポートセンター（千葉県）　☎０１２０－４１５－４４６

24 時間子供ＳＯＳダイヤル（文部科学省）　☎０１２０－０－７８３１０

ヤング・テレホン（千葉県警察少年センター）　☎０１２０－７８３－４９７（平日 9:00～17:00）

子どもの人権 110 番（法務局）：☎０１２０－００７－１１０（平日8:30～17:15）

千葉いのちの電話　☎０４３－２２７－３９００